

こんなことで
お困りではありませんか？



メールやハガキで
身に覚えのない
請求が来た

インターネットで
注文した商品が
届かない！



ローンやクレジットの
返済で困っている

身の回りの製品で
けがをした！



契約してしまったが、
解約したい



困ったときは一人で
悩まずお早めに
ご相談ください。



仙台市消費生活センター
マスコットキャラクター さっち (察知)

迷ったときや困ったときは、

まずは **お電話で**
ご相談ください

■仙台市消費生活相談ダイヤル

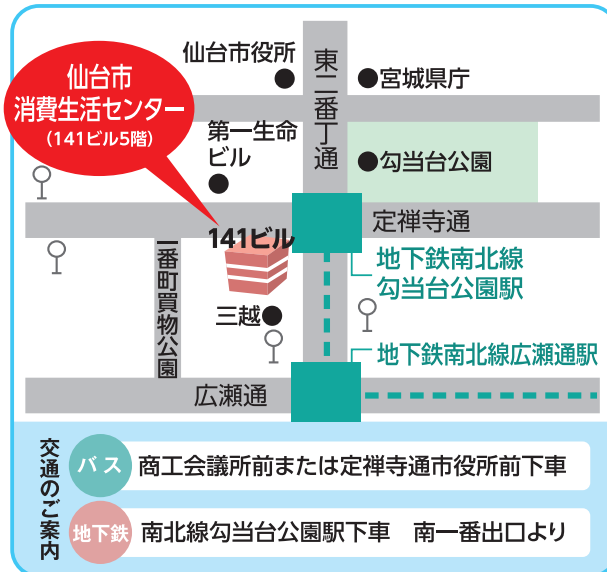
☎ **022-268-7867**

■消費者ホットライン

☎ **188** (局番不要)

- 相談受付時間：月～金曜日／午前9時から午後4時30分まで
土曜日／午前9時から午後4時まで
- 休館日：日曜日・祝日・年末年始
- 所在地：〒980-8555 仙台市青葉区一番町4-11-1
141ビル(三越定禅寺通り館)5階
TEL:022-268-7040 FAX:022-268-8309

インターネット消費生活相談も
受け付けています。



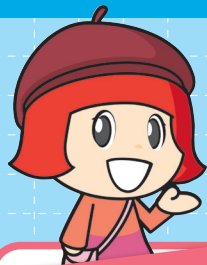
仙台市消費生活センター

R611

仙台市 消費生活 センター



消費者が安全に安心して暮らせる
消費者市民社会を目指して



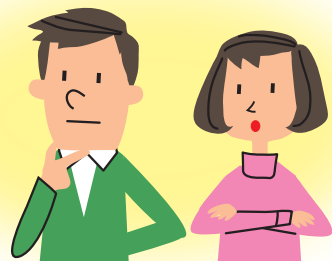
消費生活センターでは、消費生活についての相談を受けるとともに、 くらしに役立つ情報を提供しています。

消費生活相談

どんな人が相談できるの？

仙台市にお住まいか、通勤・通学している方が対象です。

※事業者や個人事業主の方からの事業に関する相談は
お受けしていません。



どんな場合に相談できるの？

商品やサービスの契約トラブルや借金の返済、製品事故など
でお悩みの時は、お気軽にご相談ください。専門の相談員が、
解決に向けた助言や情報提供を行います。必要に応じて、事業
者との交渉のお手伝い(あっせん)や他の適切な機関のご紹介
を行うこともあります。

どうやって相談するの？

まずは消費生活相談ダイヤル(022-268-7867)にお電話ください。

来所による相談は、予約の方を優先しております。

事前にお電話での相談をお願いします。

相談受付時間内に電話や来所が難しい方には、ホームページからの
ご相談も受け付けています。(回答はメールで行い、原則1回限りです。)



～ご相談の前に～

★原則として契約者ご本人が相談してください。

病気などでご本人の相談が難しい場合には、ご家族や介護・見守りをし
ている方からの相談もお受けします。

★相談に関する資料(契約書、保証書、パンフレットなど)や、相談内容を
簡潔にまとめたメモをお手元に用意していただくと、スムーズに相談を
進めることができます。

★相談は無料ですが、通信等に伴う費用はご負担ください。



くらしの情報提供

講座の開催・講師派遣

消費生活に関する身近な話題をテーマに、
専門の講師による講座の開催や講師派遣を
行っています。

- 消費生活講座
- くらしのセミナー
(講師派遣)
- 消費者教育講座
(学校への出前講座)



くらしに役立つ情報提供

消費生活に関する知識やリコール情報など、
くらしに役立つ情報をお知らせしています。

- 仙台市ホームページ
- 消費生活情報誌
「ゆたかなくらし」
- メール配信サービス
「安全・安心まちづくり情報」
- 情報コーナー(啓発資料の掲示・提供)
- 啓発用DVDの貸し出し



公正で安全・安心な 取引の確保

消費生活における安全、安心を確保するた
め、正しく表示や計量がされているか、店舗
等への調査や指導を行っています。

